

法テラスによる免責債権取立について調査と返金の実施を求める意見書

日本司法支援センター（法テラス）が、破産・免責の対象とされた法テラスの利用料金（償還金・立替金）を被援助者（債務者）から、取り立てていた事案が発覚し、現下、問題が生じている。本来、債務者が支払不能となった後、支払責任を免れるための裁判所の免責決定を受け、これが確定した免責債権について、強制的に取り立てることは、違法であり、許されない。ところが、問題となっている事案のなかには、免責決定が確定した償還金であるにもかかわらず、法テラスから「督促状」が送られてきている事案、就中「長期間にわたりご返済いただけない場合は、法的手段を講ずる場合」旨の強制的な措置を示唆する取立文言が記載されている事案も存する。当会からの照会に対しても、法テラス千葉地方事務所（以下「千葉地方事務所」という。）は、「事務手続の過誤により、免責許可決定を得た被援助者1名に対し『法的措置を講じる場合がある』旨の記載がされた督促状を送付したこと」を認める旨の回答を發した。

また、当会からの照会に対する千葉地方事務所からの回答において、「平成31年2月以前においては、全国的な運用として、破産手続の対象とされた立替金につき免責許可決定が下りたことが確認できた場合、被援助者が任意で償還する意思がないことを確認する扱いとしていましたが、これは督促ではないとの理解に基づき運用がなされていた」旨の回答が存する。すなわち同回答によれば、全国の法テラスは、破産・免責の決定を受けた被援助者に対しても、遅くとも昨年2月の時点までは、償還するか否かを確認していたとのことである。法テラスは、左記の償還の確認につき、督促ではなく、任意償還の意思を確認していたと説明するが、かかる確認を求められた相当数の被援助者に対し、これを償還しなければならないとの誤信を与える虞が存することは容易に想定し得るのであるから、かかる確認は、実質的には、償還を強いる督促と変わるところはない。

そこで、当会は、千葉地方事務所の上記回答を踏まえ、「平成31年2月以前に実際に一部でも回収した免責債権がある場合にはその件数及び総額について」、また、「回収がある場合には、それを被援助者に返還したかどうか」につき、同事務所に対して照会をした。これに対し、千葉地方事務所は、本年5月18日、「対象となる案件の有無、件数、総額を調査することが極めて困難であるため、回答は致しかねます」と回答した。

しかしながら、法テラスは民事法律扶助事業を独占する国の機関であり、予算と決算の規律に服しているのであるから、「対象となる案件の有無、件数、総額を調査することが極めて困難である」という事情はおよそ想定しがたい。また、仮に万が一そのような事情があるのだとしても、この問題は、実質的な督促により免責債権の取立てをし、当該取立てを受けた国民の権利を法テラスが侵害したという事案であるのだから、調査を尽くして侵害を受けた国民の権利を回復する責務が法テラスにはあるというべきである。調査困難との一言でその責務を免れるところではない。

したがって、千葉地方事務所をはじめとして、全国の法テラスは、免責決定を受けた法テラスの利用料金（償還金・立替金）について、償還を受けた件数及び総額を適正かつ適確に調査した上、実際に償還を受けた分については、それを当該被援助者に返金を実施するべきである。

2020年8月7日

千葉県弁護士会

会長 眞田 範行